

平成 27 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）議事録

1 日 時 平成 27 年 6 月 23 日（火）18：30～21：07

2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール

3 出 席 阿部委員，大坂委員，赤間（宏）委員，市川委員，岩館委員，川村委員，桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，鈴木（清）委員，中嶋委員，中村（晴）委員，目黒委員，諸橋委員，杉山委員，高橋（望）委員，高橋（秀）委員，千葉委員，橋浦委員，畑中委員，早坂委員

※欠席：白江委員，鈴木（直）委員，高羽委員，中村（祥）委員，赤間委員，川瀬委員，柴田委員，菅原委員，橋本委員

[事務局] 村上健康福祉部長，高橋障害企画課長，小野障害者支援課長，金子障害者総合支援センター所長，佐々木北部発達相談支援センター所長，中村南部発達相談支援センター所長，林精神保健福祉総合センター相談係長，伊藤青葉区障害高齢課長，山田青葉区宮城総合支所保健福祉課長，阿部宮城野区障害高齢課長，服部若林区障害高齢課障害者支援係主査（課長代理），伊藤太白区秋保総合支所保健福祉課長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，都丸主幹兼地域生活支援係長，早坂主幹兼障害保健係長，須田施設支援係長，三條指導係長，五十嵐主査，遠藤主査，富山主事，林主事，佐藤主事，玉川主事，近藤主事

ほか傍聴者 21 名

4 内 容

（1）開 会

（2）健康福祉部長挨拶

事 務 局 健康福祉部長の村上です。よろしくお願ひいたします。

（村上部長） お忙しいところ，仙台市障害者施策推進協議会にご出席いただきまして，まことにありがとうございます。また，日頃より本市の障害者保健福祉施策にご理解とご協力をいただいておりますこと，あわせて感謝申し上げたいと思います。

各推進協議会の委員の皆様につきましては，臨時委員の皆様を除きまして，5 月末で任期満了となつてございまして，6 月 1 日付で改めて委員として改選させていただきました。基本的には全委員を再任させていただきたいということで準備を進めさせていただいておりましたが，皆様方には快くお引き受けいただきまして，まことにありがとうございます。

あいにくお一人の委員の方からは退任の意向が示されてございまして，その委員の後任といたしまして，新たに仙台市障害者スポーツ協会専務理事の中嶋嘉津子様を委員として就任いただいております。後ほどご紹介させていただきたいと思いま

す。

委員の皆様にはご多忙の折、差別解消条例のあり方について引き続き活発なご審議をお願いしたいと存じます。今後、条例のあり方の中間素案あるいは中間案、そしてパブリックコメントなどを経まして、年内を目途といたしまして協議会として方針を取りまとめていただければ幸いと存じております。

長時間にわたる審議あるいは団体へのヒアリングなど、委員の皆様にご負担をおかけしていかと存じますけれども、仙台市をより良いまちにしていきたいという思いで、皆様と一緒に進めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

（3）新委員紹介

中嶋委員 皆様、おばんでございます。ただいまご紹介いただきました仙台市障害者スポーツ協会専務理事の中嶋と申します。

このたび委員ということで声がけいただきまして、本当にありがとうございます。た。

私は障害のある当事者として、これまでスポーツを愛好してまいりましたが、その中で障害のある者も幸せに生きていけんだということを十分に感じてきた場面がたくさんありました。そういった私の経験をもとに、それこそ仙台をより良いまちにしていけよう、そういった働きをさせていただければなと思っております。

何事も勉強ですので、こちらにいらっしゃる委員の皆様にご指導いただきながら、私も委員の一人として務めを果たしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

（4）会長及び副会長の選出

事務局 続きまして、会長及び副会長の選出をさせていただきたいと思っております。

(福井主幹) 仙台市障害者施策推進協議会条例第 5 条の規定に従いまして、会長及び副会長の選出をしていただくこととなります。

まず、会長の選出でございますけれども、いかがでございますでしょうか。どなたかご推薦とかございますでしょうか。

佐々木委員 私のほうから推薦をさせていただきたいのは、これまでも私たちの様々な意見をうまく取りまとめをしてくださった阿部委員に、これからもお願いをしたいと思います。

事務局 ただいま佐々木委員より阿部委員の推薦がございましたけれども、皆様いかがで

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

(福井主幹) しょうか。(拍手) ありがとうございます。
それでは、阿部委員に会長職をお引き受けいただきたいと存じます。
続きまして、副会長の選出でございますけれども、いかがでしょうか。

諸橋委員 引き続き、大坂 純先生にお願いしたらいかがかと思えます。大坂先生、ありがとうございます、よろしくお願いします。

事務局 (福井主幹) 諸橋委員より大坂委員の推薦がございましたけれども、いかがでしょうか。(拍手)
それでは、大坂委員に副会長の職をお引き受けいただきたいと存じます。
それでは、阿部会長、大坂副会長は、会長席、副会長席にご移動をお願いいたします。

(5) 会長挨拶

阿部会長 では、座ったまままでのご挨拶でございます。

引き続きといいますか、本当に大事な条例をつくっているところでございます。これまでにも変わらず、皆様と共に、しっかりと仙台らしい条例、先ほど中嶋委員からもありましたけれども、仙台で暮らして良かったというようなまち仙台をつくるためにも、この条例は大事だと思えます。

そのようなことから皆様と共に継続させていただきたいと思えます。本当によろしくお願いいたします。以上です。

大坂副会長 引き続きよろしくお願い申し上げます。事例をまとめておりました活発に話をしているところではありますが、今回の条例が他都市や他地域に誇れるような条例にしたいと思えますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

(6) 議事録署名人指名等

(1) 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

(2) 議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より佐々木委員の指名があり、承諾を得た。

(7) 議 事

障害を理由とする差別の解消を推進するための条例制定関係について

(1) 前回協議会以降に実施した事業について

- ① 第 7 回、第 8 回ココロン・カフェ
- ② 第 5 回差別事例検討部会
- ③ 障害福祉関係団体との意見交換

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

会 長 本日の議事につきまして、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき、公開とする旨をお話しさせていただきました。よろしくお願いたします。

お手元の次第に則り、進行させていただきたいと思えます。(7)の議事ということになります。

さて、本日の議論の進め方についてでございますけれども、議事その他を含め、議事は 4 つございます。今回は特に議事の(3)の論点を踏まえたこれまでの議論の整理について(案)の議論を深めたいと考えてございます。

(1)の前回協議会以降に実施した事業について、(2)の前回協議会の意見等に関する振り返りについてを、およそのめどでございますけれども、午後 7 時 15 分まで、そしてその後 10 分間の休憩を挟んで、午後 7 時 25 分頃から午後 8 時 25 分ぐらいまで、(3)ここが今回議論を深めたいということでお話しさせていただいたところでございますけれども、論点を踏まえたこれまでの議論の整理について議論していただきたいと思っております。

そして最後に、8 番目の報告、平成 26 年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績及び平成 27 年度目標についての報告です。

本日のご出席の委員の皆様におかれましては、ぜひ円滑な議論、そして活発な議論ということで進行にご協力いただければと思えます。

それでは、まずは 7 議事、(1)前回協議会以降に実施した事業について、第 7 回、第 8 回ココロン・カフェと障害福祉関係団体との意見交換を、事務局から、第 5 回差別事例検討部会は、差別事例検討部会の大坂部会長から、そして(2)の前回協議会の意見等に関する振り返りについてを事務局から、続けて説明願います。

まず、事務局、お願いします。

事 務 局 障害企画課の高橋でございます。

(高橋課長) それでは、私から前回の協議会以降に実施しました事業につきまして説明をしていきたいと思えます。

まず資料 1-1 をご覧いただきたいと思えます。

ココロン・カフェでございますけれども、6 月 10 日水曜日、6 月 13 日土曜日に開催いたしました。会場は、6 月 10 日は泉区役所と同じ建物の中にあります仙台市職員研修所、13 日は市役所の 8 階ホールでございます。それぞれ 43 名、55 名が参加されました。協議会からは、市川委員、黒瀧委員、杉山委員、千葉委員、畑中委員が参加されております。

協議会での検討の状況につきまして、仙台市より説明をした後に実施したグループワークでは、差別解消のための具体的なアイデアや、自分ができることについて話し合いをいたしました。出された主なご意見は、(3)にお示しのとおりでございます。

まず、当事者による発信・啓発が大事だというご意見が多数出ております。当事者自身が仕事や様々な活動に参加すること自体が、障害理解につながっていくというご意見、当事者自身が講師となって研修をすると有効ではないかという意見、それから、

してほしい配慮について当事者が積極的に伝えることも必要であるという意見，そして嫌な対応をされたら「嫌だ」ということを言う，反対により対応をしてもらった場合には、「ありがとう」，例えばバスに乗車した場合でしたら、「また乗りたい」というようなことを伝えるということも重要ではないかというご意見を頂戴いたしました。

2 ページにいきまして，身近でできる活動や取り組みについては，ピアサポーターのような当事者の活動や，地域での少人数グループでの見守り活動があるとよいのではないかという意見，団体の活動にインターンシップを受け入れていくことは，実践的な面において非常に有効だというようなご意見，ココロン・カフェについては，情報を積極的に提供していくことが大事であるというようなご意見をいただきました。

その他には、「交流の場が必要である」というご意見をたくさんいただいております。障害のある人とない人が出会う場を設けることの重要性や，困っている人の話をすくい上げるという視点からも交流の場が必要であるという意見も，ココロン・カフェのディスカッションので出てきています。

3 ページにいきまして，障害者理解促進のための広報・啓発に関する意見でございますけれども，理解促進の研修を受けた企業や店舗の方に受講を証明するシールを貼ってもらったらいいのではないかという意見や，ヘルプカードを積極的に活用したり，ココロンのぬいぐるみやバッチを作成し，啓発することもいいのではないかという意見もいただいております。また，学校などでも事例集を用いて研修を実施したり，視覚障害者の方たちのご意見としては，ピアニストの辻さんを招聘し，イベントを企画することなどがあげられております。

そのほかのご意見としては，相談窓口はわかりやすいものであることが必要であるということとや，実際に差別をうけたときに課題を解決するシステムが必要だ，それから，まちづくりに関する計画には障害当事者が関わるべきだといったご意見をいただいております。

4 ページと 5 ページには，アンケートの結果を載せております。5 ページにつきましては，前回の協議会でご要望がありましたアンケートに記載された感想や意見でございますので，後ほどご確認いただければと思います。

6 ページには，次回以降の日程と場所をお示ししております。本日もチラシでご案内しておりますが，7 月は 6 日月曜日が 14 時から福祉プラザ 1 階のプラザホール，18 日土曜日は 14 時から市立病院の 3 階講堂で開催します。テーマは，今日の協議会のテーマであります「相談支援のあり方について」，話し合う予定にしております。

7 ページでございますが，前回の協議会の質問事項であった「これまでココロン・カフェに参加された人数」など，実施状況を取りまとめたものでございますので，後ほどご覧いただければと思います。

次に資料 1 - 2 の説明をします。この資料では，障害者団体等との意見交換会の実施結果についてご説明いたします。

2 番のところに記載してある 12 団体を対象に，9 回にわたって実施し，延べ 96

名の方にご参加をいただいております。なお、委員の皆様には、延べ 17 名の方にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

また、前回の協議会で畑中委員からご提案のありました、「発達障害のある方々との意見交換会」につきましては、7月9日木曜日 18 時から開催することで、現在調整しております。また、早坂委員からご意見を頂戴していた「手話通訳、要約筆記等の方々との意見交換」についても、これから実施に向けて調整させていただくこととしております。

それでは、今回実施した意見交換会では、これまで施策推進協議会での検討状況や、ココロン・カフェなど様々な取り組みの実施状況につきましてご説明をし、2 ページ目以降に箱書きにしております。「条例によって仙台がどんなまちになればいいか」、「差別を解消するためにはどんな取り組みがあるといいか」、「どんな相談支援体制があるといいか」、の 3 つのテーマについて、ご意見を頂戴いたしました。

まず、条例によって仙台がどんなまちになればいいかということにつきましては、情報保障が教育や社会参加の上で整備されているまちや、医療機関が障害者やその親をしっかりと受けとめてくれるまち、障害があっても地域で自由に暮らせるまち、といったものが多く挙げられておりました。

条例に対するご意見もいただいております。差別解消に取り組むといいことがあるという前向きな条例になるといいというご意見とか、様々な社会環境の不備によって差別が起こるということを念頭に置いてほしい、当事者が一番思い悩むのは不快な対応であるので、それをケアできる条例にしてほしい、といったご意見をいただいております。

次に、差別解消の取り組みでございますけれども、障害理解や事例の蓄積など啓発事業に関するご意見や、障害の特性を理解した取り組み、まちづくりや事業の実施に当たっては、障害がある人のことを念頭に置いた取り組みを進めてほしいというご意見をいただいております。さらに、障害当事者自身による活動やエンパワメントが大事であるというご意見と共に、課題について情報共有をしたり、共に解決に向けて動く場が大切だ、というご意見をいただいているところでございます。

差別解消に向けた相談支援体制につきましては、相談を受ける場としては、相談しやすく総合的に受けとめる場であることが必要であること、支援体制には地域の方も参加してほしいというご意見もいただいております。相談を受ける人については、障害者相談員を活用してはどうかということとか、障害者の家族もいい相談者になる、障害児の親にはメンターが必要というご意見がございました。ここで取り上げているメンターというのは、障害児を育てた経験のある先輩のお父さんお母さんが、今通っている親御さんの相談相手になったり、支える相手になったりという意味でございます。

相談において念頭に置いてほしいことは、特に聴覚障害の方などコミュニケーションの障害があるために家庭内で孤立しやすい方や、自分から相談するのが難しい知的障害のある方などについては、十分な配慮をしてほしいというご意見をいただいております。

ります。

そのほかのご意見としては、特に盲ろう、聴覚障害、自閉症、難病などについては、障害の特性がよく知られおらず、そのために配慮がされにくい念頭に、そのことを踏まえておくことの重要性を強調されておりました。

また、最後のページでございますけれども、障害名や病名でにくりに見ずに、一人一人の個人として見てほしいというご意見もいただいているところでございます。

障害者団体との意見交換会の状況につきましては、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、第 5 回差別事例検討部会における検討状況などについて、差別事例検討部会の大坂部会長より説明をお願いしたいと思います。

大 坂 それではご説明いたします。資料 1-1 の 8 ページをご覧ください。

副 会 長 差別検討部会を 5 月（5 回目）、6 月（6 回目）に開催いたしました。そこで集められた事例から、実際事例集に向けて、どのような内容やどのような表現方法にするか等々について、議論を重ねたということでございます。

続きまして、追加資料 3 をご覧ください。事例検討部会で検討してまいりました事例集の原案が配られておりますので、そちらをご覧くださいいただけます。

ページをおめくりいただきまして、右側の下の段落を読ませていただきます。この事例集の障害を理由とする差別とは何かについて、事例を通してわかりやすく説明し、また各障害の特性などをご紹介することで、障害や障害のある人に対する正しい理解を進めることを目的として作成しています。障害のある人とない人が、また違う障害特性の人同士が、それぞれ相手を知り、お互いに理解し合うことが、共に支え合うまちづくりを進める第一歩となると考えますということです。

内容は見ていただくと、最初に障害者差別解消法とは何かという説明から始まりまして、皆様からお寄せいただいた事例を挙げながら、それぞれ事象について説明をしております。次に、合理的配慮等とは何かという説明を加えながら、その事象が配慮にあたる事例なのか、差別にあたる事例なのか、というようにに分類してまいります。さらに、説明が分かりやすくなるようにココロンのイラストを活用しまして、最初から最後まで事例集を読んでいただけるような工夫を実施していく予定でございます。最終的には、イラスト・マンガ等を見ていただければ理解でき、できるだけ市民の方々の理解が深まるようにしていきたいと思っております。事例集を最後まで読んでいただくことで、各障害についてもできるだけ市民の方にわかりやすいように、各障害の中で起こる差別ってどういうものかということについても、簡便にしながら要所を押さえて作成しての方針です。

20 ページには日常生活のサイクルを重視し、その中で、障害のある方が困っていることを例示し、わかりやすく説明をさせていただいております。事例集作成までの今後のスケジュールですが、資料 1-1 に記載してあるとおり、8 月には内容を確認、

精査した上で、9月に発刊していく予定となっております。よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

(2) 前回協議会の意見等に関する振り返りについて

会 長 ありがとうございます。

続きまして、(2)の前回協議会の意見などに関する振り返りについて、事務局より説明願います。

事 務 局 障害企画課の高橋でございます。

(高橋課長) それでは、差し替えになっております資料2-1，を使いまして、「差別解消の取り組みのあり方」について、前回の協議会、協議会后にいただいたご意見についてご報告をしたいと思います。

資料2-1は、資料2-2で記載されております実際に皆様からいただいたご意見を抜粋しております。資料2-2については、後ほどご覧いただければと思います。

それでは資料2-1でございますが、「差別解消の啓発に関し」ですが、障害者自身の発信が大切というご意見は皆様方もご存じのとおり、何度も出ており、大変強調されてきているところですが、しかしながら、一方で障害を知られたくない方、発信できない方への配慮、また問題意識は多少あるが、積極的に動かない方意見の重要性についてのご意見をいただいております。

また、精神障害の当事者による、例えば仙台市スピーカーズビューローの活用ですとか、サッカー等のイベントの活用についてのご提案をいただいております。

また、立場ごとに取り組みの方向性があるといいのではないかとのご意見もいただいております。

次に、「理解者・サポーターの養成」につきましては、既存の取り組みを参考にしたらいいのではないかとのご意見や、まず仙台市職員の研修に位置づけることが必要ではないか、また受講者に対する受講証明として、サポーターバッチの配布なども取り組んだらいいのではないかとのご意見もいただいております。

次に、「交流の場の拡大」についてでございますが、ココロン・カフェを継続して、条例ができる前とできた後の変化について話し合いたいとか、1対1の個別相談ではなくて、ココロン・カフェのように話し合いに近い形で、困っている人の話を聞いたり、意見交換する場があるといいねというようなご意見もございました。

また、差別を生み出す仕組みや施策を見直すこと、ユニバーサルデザインを民間に推奨していくこと、定着しているイベントとのコラボをしたらどうかといったご意見も出ておりました。

また、「コミュニケーション支援の充実」につきましては、情報保障のためのIT機器の活用を積極的に進めていってはどうかといったご意見、それから就労支援の場においては、ジョブコーチの介入が難しい場合もあるといったご意見をいただきました。

た。

その他になりますが、市民との協働による条例づくりについて、差別解消には行政機関が責任を持って取り組むべきだというご意見もいただいているところでございます。

また、女性の障害者は、障害があるということにあわせて、複合的に差別を受けやすいということについては、今回は、障害を理由とする差別の解消を推進するための条例なので、性別による差別は別途考えるべきではないかというご意見をいただいているところでございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま議事の(1)について、事務局、それから大坂部会長から説明がありました。

本日は、先ほどもお話し申し上げましたように、(3)の論点を踏まえたこれまでの議論の整理についてというところに、時間を費やして検討いただきたいと考えているところでございますので、これまでの説明や事例集、先ほど説明いただきましたけれども、それについてのご意見などは本日の協議会終了後、メールかファクスで事務局宛てご意見等をお伝えいただけますよう、よろしく願いいたします。

繰り返しになりますが、(3)の論点を踏まえたこれまでの議論の整理については、集中的に行っていきます。先ほどは 10 分休憩してから、7 時 25 分からというふうにお話ししましたが、今の予定ではもう 7 時 5 分でございますので、7 時 15 分から再開して(3)の議論に入りたいと思いますので、10 分間の休憩とさせていただきます。

時計は私の正面にある時計が進み過ぎていきますので、右手にある時計、今 7 時 5 分でございます。10 分間休憩に入らせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。7 時 15 分から再開いたします。

(休憩 10 分)

(3) 論点を踏まえたこれまでの議論の整理について（案）

会 長 それでは時間となりましたので、再開いたします。

(3) 論点を踏まえたこれまでの議論の整理について(案)、事務局より説明願います。

事 務 局 障害企画課の高橋でございます。

(高橋課長) まず、お手元に番号がついていないのですが、第 3 回協議会で特にご議論いただきたいポイントについてのメモを配布しております。本日はメモにもありますとおり、「相談支援体制のあり方」、「差別に該当する行為が禁止される相手方に関する記述」、「市民・事業者・市の役割」について、ご意見をいただきたいと思います。

まず、「相談支援体制のあり方」については、資料 3 の 7 ページから 9 ページに記載しているところでございます。こちらは、前回の協議会の中でもご説明をしております。

ます。ここについて委員の皆様からいただいたご意見については、追加資料の 1 にまとめておりますが、その抜粋版が、本日配布した追加資料の 4 です。資料 3，追加資料 1，追加資料 4 をお手元にご準備いただければと思います。よろしいでしょうか。

「相談支援体制のあり方」についていただいたご意見でございますけれども、まず一次相談窓口の必要性については、相談しやすいことを挙げております。例えば、愛称や親しみやすいマークなどによりイメージの共有化を図り、気軽に立ち寄り話せるようにできる窓口の必要性や、身近に相談できる場づくりの必要性、敷居が高くなく相談しやすい窓口とそのための広報の必要性、障害者や家族だけではなく、障害のない人や事業者なども利用しやすい窓口の必要性についてご意見を頂戴しています。

他には、中立・公平であることということについてもご意見をいただいております。中立の立場で調整を行うべき。対応のための基準・ガイドラインなどを作成して、ばらつきのない相談支援が必要ではないか。各区合同の事例を検証する研究会を設けて、支援の共有化を図ると良いのではないかとといったご意見をいただきました。

また、一方では、中立の立場というよりは、障害当事者の立場に立って相談を受けべきだというご意見もいただいております。

相談窓口については、様々なものが必要だというご意見をいただいております。市内の相談支援事業所など既存の相談支援に関する社会資源を活用すべき。各地区の社協、民生委員に協力してもらえると良い、というような意見が挙げられております。

一方で、相談センターや、差別 110 番等、わかりやすい相談できる場所を設けるべきだというご意見をいただいております。そして、障害者が相談しやすいように、学校や施設にも相談窓口を設置してはどうかという意見もございました。発信できない当事者のための相談システムを検討することも必要ではないかというご意見をいただきました。

他の意見としては、相談の質の部分についてのご意見も挙げられております。質の高い相談支援が必要だというご意見です。相談者が真に求めるニーズを引き出せるなど、質の高いコーディネートを実施できる相談員が必要。障害者が生活する地域、職場、施設などで発生する事例に具体的な対応ができる相談体制が必要。それから、相談者が相談しようと思いついたタイミングを逃さない、即時対応の体制が必要。それから、相談員への研修が必須であるというご意見でございます。

裏にいきまして、次は紛争解決の仕組みに求められる機能に関するご意見です。

一次相談窓口で解決しない場合は、中立の立場である第三者機関による斡旋・調整などが必要。紛争解決に至るまで、をどのようにつながっていくのか、明確化するべきだ。一次相談窓口での対応に不満がある当事者への対応も対象とすることも、検討すべきではないかというご意見でございます。一次相談窓口へ行って相談を受けることになりませんが、それに対する助言の機能が必要ではないかという意見もございました。相談の内容、各レベルに応じた解決の道筋の整理やルール化を図ることが必要ではないか。行政とは別の独立し機関として、メンバーの過半数は障害当事者とするべきだというご意見がございました。対話に重きをおきつつ、自主的解決を援護しなが

ら、解決の道筋を共に作り上げることが必要であるというご意見がございました。相談の窓口の機能として、障害当事者から信頼されることはもちろん、差別をしたと言われるような相手方からも信頼を得られるような機関である必要があるというご意見もいただいております。

次は、他機関との連携や地域におけるネットワークづくりなどに対するご意見でございます。

条例づくりの段階でつながりを具体化しつつ、継続し得る枠組みを条例化するといいのではないかというご意見がございました。地域包括ケアシステムと重ねて、各区に障害者差別解消地域支援協議会を設置してはどうかというご意見。当事者団体、弁護士等、関係機関によるネットワーク会議を組織して、一次相談窓口への助言や解決困難事例への対応なども行うこととしてはどうか。関係する法令や処分権限などを有する機関に適切につなぐなど、既存の仕組みと連携することが重要であるといったようなご意見をいただいているところでございます。

次に、差別に該当する行為が禁止される相手方についてのところですが、これは資料 3 の 4 ページから 5 ページの中で、今回出した資料に書き加えをしたところがございます。差別に該当する行為が禁止される相手方のところですが、最初から読みますけれども、障害者基本法では、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定されている。

障害者差別解消法では、行政と事業者は「不当な差別的取り扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」については、行政は義務、事業者は努力義務とされる。

障害者雇用促進法では、障害者の雇用に関し、募集、採用、待遇等において、行政と事業者に「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務づけられている。

以上を踏まえて、本市の条例においてどうするかを検討していくということにしております。以下、下線の部分がが該当箇所でございますが、まず、「何人も差別してはならない」という障害者基本法の基本理念に則って、本市においてもまずは「何人も差別してはならない」として、市民も含んだ形で障害による差別を禁止する。

事業者については、障害者差別解消法で禁止されている「不当な差別的取扱い」にあわせ、改正障害者雇用促進法で禁止される労働分野における「合理的配慮の不提供」を禁止する。

市においては、障害者差別解消法と同様に「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を禁止するということではどうかと考えております。

次に、4 番の市民・事業者・市の役割についての考え方でございますけれども、市民・事業者・市の役割については、差別の定義や対象、差別解消の取り組みのあり方など、全体を踏まえて検討することが重要であると考えられるが、条例の理念等に関するこれまでの議論等から、以下のように考えてはどうかということで、以下記入しております。

市の役割としては、条例の基本理念である障害を理由とする差別をなくし、障害の

有無に関わらず共に安心して暮らすことができる共生社会の実現のため、必要な施策を実施する。

市民は、基本理念に基づいて、障害のある人に対する理解を深め、地域で誰もが共に暮らしていくための取り組みに協力するよう努める。

それから、事業者は、基本理念に基づき、障害のある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力すると共に、相互理解が図られるよう、建設的な対話を行いながら、必要かつ合理的な配慮の提供に努めるということを書いてございます。

この役割のところと相手方に関するご意見については、皆様をお願いをしている意見の締め切りが6月中となっているため、現時点ではまだお二人の委員からしか頂戴していないのですけれども、これも参考にさせていただければと思ひまして、追加資料の2というところにお二方のご意見を載せているところでございますので、ご参考にさせていただければと思ひます。

前回の協議会で桔梗委員から、資料の提出についてお求めがございました、本市の相談支援員に関する資料につきましては、参考資料1-1、1-2、1-3にお示ししておりますので、参考にさせていただければと思ひます。また、他都市におきます差別に関する相談支援体制につきましては、千葉県とさいたま市の資料を追加資料5としてお配りしておりますので、これも参考にさせていただければと思ひます。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。今回は第3回協議会で特に議論していただきたいポイントの順番ということで、資料の番号がついていない紙に記入があります。それに従って議論を進めていくということでございましたね。最初は1. 相談支援体制のあり方についてです。資料3の8ページに記載の(5)の一次相談窓口、(6)の紛争解決のための第三者機関、(7)の他機関との連携や地域におけるネットワークについて、ご意見をいただきます。

まずは、先ほど事務局から説明がありましたけれども、追加資料1と追加資料4をご確認いただきながら、ご意見をお願いいたします。それでは、委員の皆様、いかがでしょうか。

またいつもの確認でございますけれども、名前を言っていただいてからご発言くださいますよう、あわせてお願いいたします。まず初めに高橋 望委員、ありますでしょうか。お願いします。

高橋委員 高橋です。表現がちょっと短めにぼつぼつと飛ぶ感じで、ちょっと聞き取りにくいとは思いますが、申し訳ございません。

まず1番目に、障害者当事者自身の活動についてですが、同じ障害者同士が同じ悩みを抱えていて、交流し、お互いに相談していくことで解決できる場合もあるのではないかと考えております。相談支援体制においては、自分の担当の相談員の人異動

をする場合、次の担当者の方がどのような人か分からない場合もありますので、直接、担当者に面会し、話し合うことで、相談もしやすくなるのではないかなと思います。

次に、障害者特性をよく知られていないという点ですが、発達障害だと記載・伝達するだけでは、非常にわかりにくいこともあります。実際、私は発達障害ですが、はじめての面会時などでは自分の特性について、相手方が意識してくれているというのは分かるのですが、だんだん慣れてくると、健常者と変わらないと感じると相手方からよく言われます。そのように相手方が感じるようになってくると、私の仕事ができて当たり前になってきて、本当はこうしてほしいのになという配慮がだんだんと少なくなってくる現状があり、非常に残念だなと思う部分や、非常に発達障害でつらいと感じる部分です。忙しい状況でも話しやすい環境をつくって、1カ月に1回くらいそういう機会を設けてほしいなと思います。

逆にうれしかった配慮は、毎日自分が就く仕事の表を作成してくれる上司がいるのですが、その上司が作成した表によって、スケジュールを把握することができ、自分が今日どこをすればいいんだなとわかりやすく、とても助かっています。以前だと、どの場所を担当するのか聞きに行ったり、周りの人にどうしたらいいかなと聞いたり、そのとき相手方が忙しいと空気がすごく悪くなるので、質問しづらい状況になっていることもありました。

一番困っていることは、自身の態度で相手方の接し方が変わる人がいるということです。その相手方の顔色を見ながら仕事をしなければならないというのは、すごくストレスに感じますし、どのように接していいのかわからなくなり、正直困っています。さらに同じ職場の人にそのことを伝えると空気も悪くなることもあります。そのような相手と毎日一緒に仕事をしていると自分の居場所がなくなってしまうので、どのように接したら良いかと悩んでおります。

実はこのことで先月体調を崩して職場を休んでしまいました。仕事のことで聞かないといけないので、本当に困っているし、中には本人に言わず陰でいろいろなことを言っている場合もあるので、もしかしたら自分も陰で何か言われているのかなとすごく不安を感じました。でも、休んで気づいたことは、その人が変わるのではなくて、自分自身が変わるしかないということです。その人のために出社しているのではなく、自分が仕事が好きで選んだ道ですので、頑張ろうと思いました。以上です。

会 長 高橋委員，ありがとうございました。先ほど事務局からも説明がありましたけれども、高橋委員からは、事業者としての雇用の現場における合理的配慮の重要性ということをお話いただきました。これは義務化されますけれども、そのときには職場に適切な相談支援体制をとるということが今指摘されています。その大切さということを確認させていただきました。

また、職場での対応についても、いわゆるこの条例の中でどう考えていくかというのがすごく大事なことなのではないかということをお聞きしながら思ったところでした。高橋委員，ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から相談支援体制について、この条例における相談支援体制ということになるかと思えますけれども、(5)の一次相談窓口についてから、まずはご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。1 枚物の資料の番号がない、これに基づいて進行させていただきたいと思えます。杉山委員、お願いします。

杉山委員 杉山です。条例の会で話が出たことをこの場で話しますが、その前に確認したいことがあります。今日は相談支援のあり方についての議論を実施するというので、18 日まで意見を出してくださいと言われて提出したのですが、そもそも私たちの意見を含む、その意見自体が、事前にもらえないものですから、今、この内容を読み、意見しなければならないということは大変なことです。あと 6 月 30 日までに意見を出してくださいということであるんですが、今回の資料 3 があり、追加素案が 7 月に出るという流れなんですけど、この資料 3 が追加素案の素案みたいなことになっているのかどうかということ、ちょっと確認したいです。

会 長 確認ということで、お願いします。この資料については、委員の私たちも含めての議題では、相談支援体制のあり方につきましては 6 月 18 日まで提出をということで、そのほかについては 6 月 30 日までというふうにいただいたと思えますけれども。その辺について、事務局そうですね。杉山さん、その確認で間違いないでしょうか。はい、お願いします。

事務局 (高橋課長) 相談支援については、おっしゃるとおり 6 月 18 日までということでしたので、皆さんに出していただいております。そのほかの項目につきましては、6 月いっぱいにお出しいただくということでお願いをしておりました。資料 3 の記述のところについては、今回はお出しすることができましたので、予定通り上げております。可能であればこの場でもご議論をしていただき、意見を頂戴したいと考えております。この場で意見を出すのが難しいということであれば、改めて今お願いをしている様式でご回答をいただければいいなと考えております。

会 長 杉山委員、お願いします。

杉山委員 高橋 望さんのように、意見を言うことが条例を作成する際に非常に重要なことになるとおもいますが、条例の中身については意見表明ということではなくて、ここで議論をしたいと考えております。資料がこれだけ多いということで議論の時間も少なくなると思えますけれども、ずっと報告を聞いて、意見を発表するという形になっているんですね。だから、前々から言っておりますけれども、何かもう一工夫できないかなと思うんです。このまま追加の素案を入れるのは、中途半端な感じがすると私はこれまでの議論を含めて考えておりました。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

会 長 杉山委員，もう一つの確認は，今日は相談支援体制について，あらかじめ委員の方々から出た意見も，先ほど紹介いただきましたけれども，これも踏まえてまた発言していただくということによろしいんですね。

事務局，お願いします。

事務局 (高橋課長) それからも一つお尋ねがあったのは，資料 3 の扱いについてなんですけれども，次回の中間素案をまとめるに当たって，これまでいただいたご意見をまとめたものがこの資料 3 です。ですので，これをベースにして素案を固めていくということで考えています。そのもっと前段階の資料という位置づけですね。

会 長 よろしいですか。資料 3 は，ある意味ではたたき台みたいなもので，これを議論して，皆様からさらにしっかりした骨組みと内容を詰めていただくためということですね。この資料をもっと早く出したほうが良いということですか。

杉山委員 レポートを提出することについては問題ありませんが，提出して終わりということではなく，議論をしていくことも大事だと考えております。

会 長 わかりました，すみません。それで，そのレポートを提出していただき，また他の委員が提出されたレポートのご意見もあるので，それらを踏まえて，またご意見をいただくということで進めさせていただいているつもりです。よろしくお願いいたします。

追加資料 4 に，それぞれ既にいただいたご意見はありますけれども，これに加えて意見をいただく，ということをお願いしたいと思います。(5)の一次相談窓口，(6)の紛争解決のための第三者機関，(7)の他機関との連携や地域におけるネットワーク，これは資料 3 の順番ですけれども，それらについてご意見をお願いします。いかがでしょうか。

桔梗委員，お願いします。

桔梗委員 桔梗です。参考資料の，作成と提示ありがとうございます。相談機関等の参考資料 1-2 にあります組織図，見やすく非常に理解しやすかったです。それと同時に，相談支援事業者一覧と相談機関等と照らし合わせて拝見させていただきましたが，質問ではございますが，参考資料 1-2 に障害のある人の主な相談機関等と記載があるのですが，重複しているかもしれませんが，相談所というのは例えば障害者の方について，障害者を例えば何か支援をしたいということも含めて，障害という言葉の対義語で大変恐縮なんです，健全者，支援したい健全者が相談に来る，その支援センターでいいのか，それともそういう方たちが何か障害者の方とトラブルとか，支援したいことがあったときの支援体制をどうするのかという話は，随分前にもしたような気もするんですが，ここでは支援体制というのは相談支援体制という漠然とっては何で

すが、ただ障害者の方というふうにも思うんですけれども、今現状でこれは障害のない人の相談支援というふうを考える、置きかえてというか、一緒に考えてもいいものでしょうか、というのが一つです。

参考資料 1-2 のこの三角の真ん中の色のついた逆三角形の下にあるんですけれども、私の感覚でお話をさせてもらおうと、障害のある方が身近な支援機関、それが民生委員さんに相談しやすいことであればそこに行くだろうし、もしくは区の圏域の、例えば支所の保健福祉課が相談しやすいければそこに行くだろうし、逆に例えば難病をお持ちの方で、難病サポートセンターが相談しやすいければそこに行くということで、段階的に区分されて表示されているのかなと思うんですが、逆に例えば民生委員さんのところに相談に行った、けれども継続的に民生委員さんだけではどうにもならなかったの、次、支所の保健福祉課に行った、保健福祉課にも行ったんだけど、保健福祉課のところでも、あなたの専門性というところで難病なので、難病サポートセンターに行ったほうがいいよねということで行った。それでその後に、例えばそれが人権相談であるから、法務局の人権相談に行ったみたいなこと、連携が行ったときということをも想像していたので、このスキーム図というのを一度拝見したいなと思っていましたけれども、それで考えると、ごめんなさいね、これ解釈とかつくり込みのイメージの違いだけなのかもしれないんですけれども、この三角形は逆の三角形のほうがイメージがいいかなというのがまず一つと、あと相談体制についてここは質問と同時に意見というか、提案になると思うんですけれども、相談支援センターの体制ということと言うと、相談に行った、あそこに例えば一番最初に今言ったように民生委員に行った、わからないから、「じゃ電話しておくから区の福祉課に行つてね」とかいうのではなくて、寄り添う相談という体制であってほしいなと思うので、今後その体制づくりのところに提案したいのは、一緒に行くとかまではいなくても、見守りと呼べますね、例えば民生委員の方が、「桔梗が相談に来ただけ、今から福祉課のほうに行きますからよろしくお願ひします」とか、「福祉課のほうにも行ったんだけど、一番最初に相談に行った民生委員さんとコンタクトを取ってもらって、次に、難病サポートセンターにご紹介しましたよ」とか、「何か人権相談なので人権相談に行きましたよ」という、そのカルテがきちんとちゃんとみんながわかっていて、連携を取っていけるようなシステムの構築が必要だと考えます。

例えば高齢者介護の場合だと、ケアマネさんがわかっていて、病院がわかっていて、それが地域の方がわかっていてというような、相談体制があれば、障害者差別解消条例が目指す相談支援体制においても、そこまでも意味するものであってほしいな、もしくはそういう意味するものでなければ、そういう支援体制であってほしいなというところで、この図に対する確認と、私の勝手な提案を話させてもらいました。

会 長 ありがとうございます。それで、今議論しているこの相談の仕組みというのは、条例に関わる仕組み、桔梗委員が発言された内容は、もっと幅広い意味において、つまり、相談支援体制全体を考えての議論なのではないでしょうか。まず、そこを確認させていた

だきたいと思います。

桔梗委員　　すみません、私が整理することが難しいのは、今私が提案したような内容が、条例を作成する際に、どのように連携するかということです。ですから、「この図が模式するところがどういう意味なのか」ということと、「その図のと条例作成の連携が、寄り添うような形になってほしいな」というのが、私の提案ですので、今ぼつんぼつんと、あそこに行った、じゃだめだからと、言葉は悪いですが、たらい回しのような支援ではなくて、相互に理解しているという意味で相談支援体制が条例化に関わるとすれば、それはどういう形になるかということもあわせて整理をしていただきたいと思います。

会　　長　　連携という意味でもあるのですよねということが、この図からは見えてこないということと、などを含めて、事務局に確認ということですね。事務局、お願いします。

事務局
(高橋課長)　　まずこれは、今も障害がある人の相談の体制というか、電子レベルで受けているものがその下にあるものですし、あと区を圏域にして活動しているのが区役所だったり、相談支援事業所だったり。あと身近な地域レベルで活動しているところとなると、ふだん通っているサービス事業所だったり、学校だったり、相談支援事業所、計画相談を行っているところだったりということをお示ししている図です。

先ほどの寄り添う相談ということについては、これは現時点でも連携をしながら必要な方には相談を受けた方が、次の機関につなぐときに、あなた自身で行ってくださとかではなくて、きちんとその人もついていって対応するということは現時点でもされておりまして、障害者ケアマネジメントの考え方に基づいて、様々な方がチームアプローチで複数の人が関わって支援をしていくということ、仙台市では取り入れているところです。

今、桔梗委員さんからのご意見は、今あるこういう相談支援体制の中で、今でも差別に関する相談を受けていることもありますけれども、その条例ができた後もこの中で差別の相談についても、チーム的にアプローチされていくような相談の体制が取れるといいなというようなご意見だったのかなというふうに、私は理解しましたけれども、よろしいでしょうか。

会　　長　　ありがとうございます。

そもそも相談支援機関の連携とか、そのようなことを含めた資料ということでお出しいただきましたけれども、この資料では読み取れない部分もあるかもしれないけれども、連携は行っているというような。

それから、桔梗委員の中でも、ただ電話だけのつながりだけではないんですよというようなことで、ネットワーク会議とか、地域支援協議会に向けての取り組みというものもここに加われば、もっとイメージがわいたのかなと思いますし、また先ほどの話

の中でも、あるときには同行して次のところにつなぐということもどうでしょうかと、実際にあるんですねという確認ですけども、その辺について簡単に説明してもらっていいですか。

事務局
(高橋課長) 今もご説明をしましたが、現時点でも障害者の相談においては、そういうふうにならにつなぐところを、相談を受けた人と、より解決に近い仕事をしてくれるだろうなというような支援者をつなぐということは、今もやっているところですよ。

それで、自立支援協議会というの、そういうものを地域の中でネットワークづくりをもっと活発にやりましょう、あとその中で課題を解決して、それを社会資源につなげていこうというような活動をするのが、自立支援協議会だと思いますので、当然そういったものも差別解消の相談の中では、役割を果たしていくべきだというふうに考えております。

会長 ありがとうございます。
諸橋委員、お願いします。

諸橋委員 私も意見を書かせてもらったのですが、一般的な相談というのはよく受けるわけですよ。昨日も今日も私に、本当に長い時間の電話が来て、「就職できないんだけどどうしたらいいんだべ」と、それは差別だということでは答えにならなくて、この条例でいう差別というのは、具体的に例えば雇用された現場で不当に扱われたとかという、非常に具体的なお話として考える必要があるのかなというふうに思います。

したがって、相談支援体制をつくるのは、その具体的な話をしっかり解決していく仕組みとして考えなければならないというふうに思うんですよ。私の提出した意見を後から読んでもらえばいいと思いますが、泣き寝入りをしたり、本人の問題にさせられたりという事例がいっぱいあるじゃないですか。そういうことではなくて、やはり正していくというか、直していくというような機能をしっかり条例の中に書き込んで、その仕組みづくりをするという、それが例として出された千葉県なり、さいたま市のこの図なのかなというふうに思います。

一次的に受けるのはどこなのかなということもあるんですけども、どこにつないでいったらいいのかなという、まず仕組みをしっかりさせるということと、それからその場合の基本というか、基軸というか、考え方の基準、それは常に検証を受けたりしていかなければならない。それをどんなふうにしたらいいのかなというアイデアというか、思いもあるんですけど、今はしゃべらないようにしておきます。

一次に受けて、解決に結びついていって、しかもそれが具体的ないろいろな機関を通して明らかになっていって、啓発に使われるような具体性を持った形でお話をしていく必要があるんじゃないかなというのが、今の私の意見です。

会長 ありがとうございます。

この一次相談窓口ということで、8 ページにまずはこれまでの議論を整理した文章がありますけれども、これもご確認いただきながら、まずは一次相談というもののイメージを明確にしたほうがいいと思いますし、諸橋委員もおっしゃいましたけれども、様々な形で相談というのが来て、それをまずはある意味ではそれぞれの相談を受ける方が、この条例と関係があるような、ないようであればつなぐということが大事だというお話ですよ。

ですから、桔梗委員がおっしゃいましたように、相談全体もまたこれはこの条例にも関わるところなので、そこで出てきたものをうまくつなぐような仕組みをつくっていくし、またその連携の仕組みもそのときに大きく意味があるんじゃないかということで、一次相談窓口に求められる機能などということで、そもそも一次相談ってどういうふうに考えるでしょうか。それぞれ諸橋委員が受けたときも一次相談なのか。それから、そこからつないだ先が一次相談ということなのですか。すみません、事務局に確認したいと思います。この場合の一次相談窓口というのは、どう考えたら良いのかということで、内容をちょっと共有したいと思いました。

事務局
(高橋課長)

一次相談、条例に位置づけていくとすると、市が開設するような相談の窓口になるのかなとは思いますが、ただ一次相談窓口になり得るのは、狭義で言うと市が関わるところなのかなと思いますけれども、広義で考えるといろいろな入り口があるのだと思うのです。障害者相談員の方だったり、事業者の人だったり、相談支援事業所だったりということなんですけれども。

会長

ありがとうございます。

ここで、今日ここに出てきた一次相談窓口というのは、その前の段階からつながれる段階というか、ゼロ次という表現が正しいかはわかりませんが、そういうことも含めて、そこから持ち上がっていった一次相談ということなんですかね。何か名称がちょっとわかりづらいような気もするんですけれども。

千葉委員

人と機関を区別する必要があると思いますけれども。

会長

もっと具体的に言うと。千葉委員、お願いします。

千葉委員

例えばですね、相談員という言葉は、身体障害者、知的障害者、精神障害者相談員という意味でも使われていますよね。そして、その方々に人に相談が寄せられているのが現状です。しかしながら、その方々はどのように相談にのってあげれば良いのかということが、現状、明確ではありません。例えば、地域に相談支援事業所があり、そこにつないでいき、そこでの解決を目指すのか。あるいはほかの別個の機関なり、別個の仕組みをつくるのかという手段が考えられます。相談を受けたときどうするのかということが一つ課題になると考えます。

それから、何をもちてそういう機能を保障していくのかということも、すごく大事なのかなと考えます。きちんと条例に位置づけていくということと、それから内容的にもしっかりと研修を設け、ある種の資格・研修受講証を例えば条例の中で定めていくということも必要だと私は思っております。

会 長 ありがとうございます。

事務局のお話だと、障害企画課というか、市の中に相談窓口をしっかりと持ちましようということですね。そして、その前の段階にいろいろなところからつながるような、つながりも持っていきたいと思いますということによろしいですか。お願いします。

事務局
(高橋課長)

そこも皆様のご意見の中ではいろいろ出てきているのだと思います。日ごろ相談をしているところできちんと受けとめてほしいということが一つあると思いますし、あと杉山さんからいただいたご意見だと、そういうのも大事だけれども、相談センターや、高橋委員からも意見がありましたように 110 番的なわかりやすい、とりあえずどこに連絡したらいいのかわかりやすいような相談窓口も必要だねというような意見があるんだと思いますね。誰もが簡単にファーストアタックできるような体制が整えられるとことが必要だと思います。

あともう一つ、高橋 望さんからは、相談窓口というような堅苦しいところではなくて、当事者のグループワークみたいなところがあると、そこで相談窓口というところには行けないけれども、「今日こういうことがあってさ」というのが話せるんじゃないかなというようなご意見が出てきたんだと思うんですね。ですので、どちらかというと、一次相談窓口って、私自身は余り限定的に考えていなくて、まずはどういう入り口があればいいのかなということを広く出していただいて、それを条例の中で全て盛り込む、書き込むとかというのは多分難しいんだと思うんですけども、そうではなくて、やはり差別に関する相談を受けるあり方みたいなところを、ちょっと広めに議論いただくと、何というか、何とか 110 番という電話をポンと置いて終わりみたいなのではなくて、総合的にどういうふうに受けたいのかなというお話につながるんじゃないかなと思って、ちょっと広げて出していたんですけども、かえってそれがわかりにくくなっていて申し訳ないと思います。

会 長 すみません、名称が一次だから、そこが最前線というふうに誤解する場合がありますよねという確認をしました。でも、その前の段階もありますよね。はい、ありがとうございます。

では、先ほど千葉委員、それから黒瀧委員という順番でお願いします。

千葉委員

千葉です。今日も、私、仙台市の難病サポートセンターでもピアカウンセリングを実施してきましたが、あとはハンズ宮城野のピアカンもやっていますけれども、今日のこの話ですと、まず差別ということが主体になっていて、先ほど高橋課長からもお

話あったんですけれども、それを広義的に相談する場所というような捉え方だと、やはり障害者にとっては一番相談しやすい場所というのが、一番重要だと思うんですね。だから、そういうところで、例えばそれは身体とか精神とか療育とか、区別をするのでなくて、そういう場所に例えばチェックリストみたいなものを置いて、結局その段階で一義的に受けたときにこの方たちの訴えというのは、どういう方向に入っていくんだろうというか、チェックリスト的なものを用意していくと、例えば全ての仙台市のそういう相談関連のところにそういうものを置いておけば、比較的情報共有ができやすくなるんじゃないかと思います。

ですから、やはり敷居を高くするんじゃなくて、敷居を低くして、何事もこういう小さなことであっても、こういうところで相談を受けますよというような体制を整えるほうが、僕はいいと思います。以上です。

会 長 ありがとうございました。

様々なところで、例えばじっくり、一つの様式みたいなものでいろいろな相談、差別に関する相談、合理的配慮に関する相談を受けるような様式があれば、敷居を高くしないで、いろいろなところで、ある意味ではアンテナを張りながらそういう事例ごとに、そしてまたそれを別な相談窓口につなぐこともできますよねということですよ。ありがとうございました。

黒瀧委員，お願いします。

黒瀧委員 今、千葉委員から出た意見ですけれども、行政の高橋さんからお答えがあったと思いますが、私の場合、精神障害のケースを多く抱えており、そのような場合、病院やクリニックから、区役所の窓口、障害高齢課に行ってくださいという紹介があることは確かに行っていたことではあります。しかしながら、そのことを理解できない、理解できてもそこまで行くことができない方が、精神障害のケースに多く、結局はどこにもつながることができずに、家族会に、泣き寝入り状態で相談してきます。それで、家族会でいろいろなことを聞きますと、「行政には行ったけどわからない」と言われます。やはり行政から「わからないから、どこどこに行ってください」とかと言われるらしいんですね。そうすると、精神障害のある方は「どこに行けばいいんだ」と考えてしまいます。どこに行けばいいかわからないから、再度、行政に聞いてみると、「みどり会さんが家族会をやってるから、そこに行って話してみたら」という声が、多くなっているようです。こういう、やはり敷居が高くない、行政とか事業所なんかに行けない、その前の時点、家族部会とか、ちょっとしたところに行くと、そこが私たちの家族会の場合は、はあとぼーとさんとか、あと事業所さん、そちらのほうにつなげることをよくしているんですけれども、なかなか底辺というか、下の、病気になって一番苦しんでいるときは、全体的に区役所に行けばいいという答えが一番先に出てくるんですけれども、なかなか行けないというのが、「行ってもわからない、どうすればいいんだ」と。

それで今度病院のほうに戻ってくる。病院のほうでもお薬を出されて何とやらだけで、思うようにいかない。ケースワーカーの方に相談する方はいいんですけども、そこまでクリニックの方、病院のときはケースワーカーの方がいないクリニックさんとかたくさんあるので、いろいろな本当に底辺のところを考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。そうすると、今まずは相談窓口、これは行政のところでもつくる、事務を負うということも大事ですよ。でも、そこにつながるまでのところで、桔梗委員のお話でも、様々な相談支援機関の連携調整もあるわけだから、そしてまた千葉委員のお話、黒瀧委員、諸橋委員のお話を受けますと、そこでこの条例の意味をしっかりと各機関、各関係する人に知っていただきながら、つなぐ仕組みをしっかりとつくっていきましょうということになりますよね。そのようなことでよろしいでしょうか。

高橋 望委員、お願いします。

高橋委員 高橋です。

私が今、相談員に求めていることは、仕事の観点から発言させていただくと、例えば困って相談をする場合は、共感も重要なファクターでございますけれども、今までの支援員さんの中で一番良かったことは、「こういうことで悩んでるんです」とお話しすると、1 個だけの選択肢ではなくて、何個か選択肢を挙げてくれて、この中から自分で適当と考えた選択肢を選ぶという方法で支援してれた支援員さんがいたということなんです。

例えば、担当者が変更になる場合があり、「資料があるから担当者が変わっても大丈夫だよ」とよく言われるのですが、担当を変えられる方は、必ずしも大丈夫ではなく、会って話したりしないと相互理解につながらないこともあり、私の場合は、どういう人なのかもわからない状態で、何を話せばいいのということもありますので、引き継ぎの場合は実際に会ってお話できると、相談もしやすくなるなと思いました。以上です。

会 長 ありがとうございます。

高橋委員からは、働く場における相談支援体制の中から、またやはり会うということの大切さ、そしてまた選択肢ということの大切さをいただきました。その視点をしっかりと持ちながら、この差別条例のところでもしっかりとやっていくといったことですね。

市川委員、お願いします。

市川委員 市川です。事務局とか会長にちょっと確認したいのは、今、事務局側で議論いただきたいポイントが出ていて、今そのうちの相談支援体制といったことでやっているの

ですが、それで意見を皆さんからいろいろ聞いて、それぞれ参考になる意見で非常によろしいんですが、今日のポイントというのは、この資料 3 に書かれている内容でいかどうかという確認なのか。これを変えるとすれば、どう変えたらいいかとかという、何かそういうふうな具体的な作業を予定されているのか。その辺がないと、何か意見はいろいろ皆さん思いがあるからいろいろ言っても、結局ここに集約するときはどうするのというところが、なかなかこの着地点が見えないような気がするのと。

それから、ここの 8 ページの(5)の一番下の白丸のところについては、例えば「以上を踏まえ、整備するべきである」と、それで終わってしまうと、先ほど桔梗委員が言ったように、じゃどういうイメージなのというのが具体的に出てこないの、そういう議論を踏まえて、こういうふうに文章にして、こういうイメージになりますというところまで示していただくと、より具体的に議論ができるんじゃないかと、私はそう思いながら聞いていたのですが。

会 長 ありがとうございます。

それで、まずはここも資料 3 は、委員の皆様とこれまでの議論の中から出てきた、そのものの文章がここに入っているということですね。一つは。

そしてまた、今日は相談窓口をつくるんだけど、その委員の皆様から出てきたのは、相談窓口に行く前にもいろいろなところからつながるような仕組みをつくるべきだというご意見というようなことなどを含めて、では市川委員のお話もありますので、この相談窓口というのはまずは先ほど高橋課長に確認しましたところでは、行政の中につくっていくんだけど、その仕組み、仕組みについて何か考えているところはありますでしょうか。

職員の配置とか、または例えば職員以外の方もここに関わるイメージも、委員の皆さんから意見が出てくればいいと思いますが、事務局でこの部分で何か検討しているところがありますか。

事 務 局
(高橋課長) まだ、具体的なものはないです。

会 長 具体的なものがまだないから、皆さんから意見を聞きたいということだと思うんですが、いかがでしょうか。

それではまた、時間の関係で、相談窓口のところに議論を戻らせていただきますけれども、紛争解決のための第三者機関というのは、これも(6)として皆さんのご意見から出てきたものでありますし、他の条例にもあるので、本市においても設置すべきではないかということでもありますけれども、皆さん、その辺についてもご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

佐 々 木 佐々木です。

委 員 繰り返しになってしまうかもしれないのですが、私のイメージとしては、ある程度

既存の相談機関であったり、私たちのようなケアカウンセラーだったり、家族会だったり、実は相談をしてくださる場面というのは、ある程度どこでもいいんじゃないかなと私は思っていて、広く話しやすい場面で話してくださるのが一番拾いやすいと思いますし、ハードルの低い相談がしやすい環境をつくるということが一番大事で、その環境下に、相談された事案が差別に当たるかどうかを判断ができる相談員がいることが必要なんだと思います。

常にこれは差別なのか、それともいろいろな制度を活用すればクリアできることなのか、そこをきちんと相談者の方の話にしっかり耳を傾けてお聞きして、その中から少しずつ整理していき、その中に差別がありそうだということであれば、その内容を次の相談につなげていくというイメージです。私としてはその一次相談という窓口で、専従できる方がおり、相談窓口で、すごくハードルが低い相談から解決までつなげていくことができるシステムがあればいいと思います。しかしながら、そのシステムをつくるためには、広い範囲で察知できるアンテナを張りめぐらせることができる相談員を育成していくということが一番大事なのではないかと思っております。そのうえで、まずは研修や周知が必要です。本日、事例集の議論の中でも、周知の徹底について言われておりますが、この相談支援体制を設けた際の相談の中に差別があるかどうかということを中心にきちんとアセスメントして、適切な機関につなげることができる相談員をまず育成していくとか、研修していくということが大事であると考えます。逆にその先にある紛争解決に向けて従事して下さる相談員さんにも、もちろん研修は必要ですけれども、ある程度拾い上げてくるところのほうがもっと重要で、逃さないということが必要であると考えます。このこの相談の中に流してしまうのではなくて、きちんとアセスメントができる相談員を育成していくということが、まずその一次相談というところでは大事になってくるんじゃないかなと思いました。

会 長 ありがとうございます。

それで、これまでの議論、そして市川委員からそろそろ具体的な検討も、一つ骨組みみたいな話が出てきてもよい頃ではないかということですので、これまでのお話を受けて、まずは (5) の相談窓口というのは、ある意味ではその前にいろいろな相談に関わっている事業所もあれば、様々な方々にこの条例をしっかりと知っていただきながらつないでいただく、この確保はコーディネーターさんとかの配置というふうを考えるべきなのかなと、何となくそういうふうなイメージが私は湧きましたけれども、いかがでしょうか。そこにつながってくる、その前の段階をきちんと研修などで理解を深めていって、つながる仕組みをしっかりとつくって、そしてそこで本当は委員の皆様からも出ましたけれども、その差別と思われる相談があって、そこででも解決できれば一番いいですね。解決できればいい。そのときにまたコーディネーターさんが関わって解決できれば、それでいいんです。

でも、そこで解決できなかった場合には、紛争解決のためには、障害者差別解消法では既存の仕組みを使いなさいとなっているけれども、ここで私たちは考えなければ

いけないのは、この条例独自の紛争解決のための第三者機関というのをつくるべきかどうか、それとも差別禁止法に言っているように、もう既にあるものを使いましょう、労働関係であればそちらの仕組みを使いましょうとか、既存のものを使っていくというのが一つですよね。

もう一つは、条例として独自のものを、紛争解決のための第三者機関をつくるかどうかということについても、ちょっとご議論いただきたいんですけども、いかがでしょうか。

差別解消法のままだったらつくらないですね。条例としてつくるべきかどうかということだと思えるんですけども。委員の皆様、いかがでしょうか。杉山委員、お願いします。

杉山委員 これも意見に書かせていただいているんですけども、さっき諸橋委員からも話があったように、差別を解決するということは、時には、虐待の可能性を秘めている事案を解決するということでもあります。そのような事案を解決していくというのは、今までの相談体制よりも大変難しいことをやることだと考えます。専門的な知識を持っている人が相談にのると、今議論している相談の体制の中とは逆に、さっきの諸橋委員が言ったように、本人の問題とされるようなこともあるので、そういう専門的な知識を持っている人にも差別禁止条例について説明したうえで、独立した第三者機関をつくるべきだと思っています。

会 長 ありがとうございます。

 ということは、杉山委員のお話では、この紛争解決のための第三者機関をしっかりつくっていくべきだということですよ。ほかの皆さん、いかがでしょうか。お願いします。まずは、畑中委員、それから目黒委員というふうにお願いします。

畑中委員 第三者機関をつくる場合であっても、やはり最初に相談する場所は、その当事者が一番お世話になっている場所がいいと思います。その相談を受けた方が第三者機関に相談すればいいと思っています。以上です。

会 長 ありがとうございます。

 まずは、相談を受けたところで解決できるようにということが一番大事なんだけれども、どうしても解決ができない場合には、紛争解決の機関も必要かどうかということでもありますよね。

 目黒委員、お願いします。

目黒委員 相談ってやはりものすごく難しいし、だけれどもすごく大事なものだと思います。しかしながら、相談を受ける場合は、やはり 1 対 1 で話しして、私自身はやはり当事者同士だと解決できることがいっぱいあるなどは思っております。一方で、当事者の

みで解決していく場合には、自分の思いだけで議論を進めてしまい、しばしば解決の糸口が見えなくなることがあるので、そのような場合には第三者機関するべきだと思います。現状はそのような第三者機関というのは少ないですけどね。

私は小さい子のお母さんとしゃべることが多いのですが、差別しているのはお母さん自身ということもあります。ずっと話を聞いていき、「何がつらいの」と繰り返し、聞いていくと、「自分が障害児のお母さんだということがつらい」ということがあります。そういう話を聞いていると、何か自分が落ち込んでしまうこともあるため、そういうときに助言が欲しいですし、自分たちもレベルアップをしないといけないと思います。相談を受ける側も、ただ漫然と話を聞いているだけではだめだと思いますし、うまく言えないんですけども、相談される側がレベルアップしていかないと、みんな救われないような気がするのでございます。目黒です。

会 長 目黒委員，ありがとうございました。
では，諸橋委員，関連のことですか。

諸橋委員 先ほども少し話をしたことですけれども、この世の中は差別社会ですから、いつも障害を持っている人、あるいは障害児を抱えた親は、いつもつらい思いをしており、そのような中で、アピールというか、訴えをしているんだと思います。ただ、そのことをちゃんと受けとめる役割というのは、いろいろなところが持たなければならないのかなと思いますけれども、もう一方で、この差別に対しての条例という場合は、せっかく事例をつくっていただいたけれども、すごく具体的だと思うんですよ。人の差別に対する考え方というのは多分変わっていくものだと思うんですよ。ここで言う差別というのが、本当に具体的に障害当事者に対して明らかに不利益な形を示すものだという、まずそれを基本にして考えるべきじゃないかというのが一つです。

それと、第三者機関ということですけども、私は必要かなというふうに思います。別に中立だとか公正とかということではなくて、最終的に判定をしていく機関、それなりに権限を持つ機関として、例えば障害当事者、企業の代表や行政の代表など、様々な機関の人で構成し、判定をしていく必要があると考えます。

もう一つ必要なのは、障害当事者の人たちのオンブズマン的な機能を果たすものをしっかり障害当事者自身がつくるべきだというふうに思っています。

会 長 ありがとうございます。
お願いします。

橋浦委員 橋浦です。

私は 8 年前にクモ膜下出血で倒れまして、その後、高次脳機能障害ということで、今障害者手帳を持っております。今、職場で、症状としては記憶障害ですとか、あと遂行機能障害、いわゆる段取りがちょっといまいちできないというようなこと、常に

ではないんですけれども、前に頼まれたことを「同じことをまたやってね」と言われたときに、どうするかわからないとかですね、そういったようなことがたまに出るようなことがあります。発病から 8 年たって、何となく自覚が、ああ俺そういうことがあるんだということが、やっとわかってきたような段階です。

主な仕事として、周りの方から「誰々さんの資料を出してね」とか、「この間やったイベントの資料、あそこの会議室にあるから持ってきて」というようなこともあるんですけれども、自分では A の資料だと思って持ってくると B だった、「いやこれじゃなくて B なんだよ」と言われるようなことがあります。昔だったら、「あ、ごめんなさい、じゃすぐ A を持ってきます」とか、「じゃ A を取り寄せます」と、すぐそのフォローができたんですけれども、今よくあるのが、「B だよ」と言われても、何が間違っているのかわからない、わからないとどういう態度を取るかというと、何か反省もしないで、え、何ですか、何が悪いんですかみたいな態度を取っているようなんですね。そうすると、頼んだ相手は、何この人とぼけてるのと、ちょっと不機嫌な顔をするのはわかるんですけれども、こっちは何が悪いかわからないので、何か違うのかなというように。

何を言っているかということ、それによって何となく人間関係を、昔は人間関係一番得意だなと思っていたのですけれども、やはり何となく希薄というんでしょうか、要は一番思うのは世間話をしないことですね。会社とか行ったり、いろいろコミュニティーで、「昨日さ、あれ見た？」とか、「いや、今度の日曜日どこに行くんだよね」と、どうでもいいような潤滑油みたいな話を自然とされてると思うんですが、私も病気前は多分それをよくしていたんだと思うですよ。「この間、飲みに行ったらさ」とか。ところが、今考えても、そういう話をほとんどせずに、何か頼まれたことだけをやって、間違えていれば何か言われてみたい。

それで、ちょっと本筋と離れましたけれども、そんな中で、じゃあどこかに相談すれば解決するのか。そんな機関があったらうれしいなと思う反面、じゃ実際どんなところに行けばいいんだろうとわからないのも確かなんですね。行政なのか、それとも法律のほうなのか、また民間の何なのか。ですから、そういったものが何かあればいいような気がしますし、ただもっと敷居が低い、何回か敷居という話が出ましたけれども、敷居の低い、ポンと行って「実はこういうことがあるんですけど」というようなことが、もし気軽に聞けるようなところがあればうれしいかなと。当事者としてはそういうふうには思っております。以上です。

会 長 ありがとうございます。

今、橋浦委員からも出ましたけれども、差別禁止条例のいろいろな仕組みをきちんと点検することによって、その充実を図ることによって、そのほかの多くの相談の仕組みも充実してくることがとても大事だなということと、もう一点は、やはり障害の特性を理解することを多くの人に伝える、より障害者理解が伝わる必要がある、これもこの機会がとても大きい機会だなということを思いました。ありがとうございます

た。

それでは、委員の皆様からこれまで出たところによりますと、いろいろな相談の仕組みの中から、まずは差別の解決につながるように、そうするためには検証をしかりしていくべきだということと共に、今度はやはりそうはいつでもそれぞれの事業所でも行うんだけれども、コーディネーター的な仕組みはやはり必要ですよ。そこですよ。そしてまた、そこでもコーディネーターさんが関わって、調整といいますか、解決できればいいんだけど、そこでできない場合には専門の方、目黒委員、諸橋委員からもお話がありましたけれども、言ってみれば例えば法律上の専門の方も含めて、いろいろな専門の方がいらっしゃると思いますけれども、そういう専門の方々がいっしょに第三者機関は必要であるというようなことで、今までの委員からは出ましたけれども、ほかの委員よろしいでしょうか。そういうことで、第三者機関は置くべき。

久保野委員、この辺一番詳しくそうなので、すみません、コメントをお願いします。

久保野
委員

詳しくということの文脈ではないかもしれませんが、差別の、あるいは紛争の解決というものがどういうものなのかというのを、もう少し明らかにしたほうが良いかなと思います。個人的には、それが何なのかということが気になって伺っています。

差別における紛争の解決とは何を指しているのでしょうか。例えば今回お配りいただいた事例集の中で考えると、例えばプール施設において「断る理由がないと思われるのに断られた」という相談が来たときに、解決に向けて、当該プール施設を訴えた方が使えるように、相手方のプール設置者を呼び出して、話し合いに応じてもらって何かするというのをイメージしているのか。あるいは、これが飲食店だとして、同じような飲食店をしている団体の方と話し合いの機会を持つということも解決としてあり得ますし、さらにそれを共有して啓蒙のために役立てるということもあり得ます。このように、紛争解決と一言言っても、いろいろな段階があり得まして、一番大事なのももちろん訴えた当事者の方がどういうことを希望されているかということだとは思いますが、仕組みのほうから考えていくときに、その第三者機関を設けるべきかという話をしているときに、はじめに、差別における紛争の解決とはどのようなことを指すのかを明らかにしたほうが良いと思います。

そのこととの関連で、資料 3 の一次窓口についての(5)の一番上の白丸に、「双方の意見をよく聞き調整をする」という話が意見として紹介されていますけれども、その話と今の相手方を呼び出しての話し合いというのは重なっているように思います。ただ先ほどの議論の中では、相手方まで出てきて話し合うというのと違う意味でのむしろ相談の話の手段というふうに思いました。本日、議論されている相談という意味について思い浮かべているのは、調整というものは何なのか、紛争解決というものは何なのか、ということです。定義をすべきという話ではないんですけれども、何を想定しているかというのを明らかにしたほうが設計がしやすいように思います。

会 長 ありがとうございます。
関連することでしょうか、早坂委員。

早坂委員 早坂です。私はパソコン通訳を受けているので、どうしても文字通訳というのは時間がかかってしまって、タイムラグがあります。皆さんの話を読み終わった頃には、次の発言者が話していて、どんどん話が進んでいき、どのタイミングで手を挙げていいのかわからずにいました。皆さんが手を挙げた途端、お話しをしている様子も、聴覚障害の方は見てわかるんですけども、私は見てわからないので、消極的なこともありまして発言を控えていましたが。

一次相談所についてなんですけれども、聞こえない方の立場から、我々コミュニケーションがとれないと相談ができません。特に生まれつきの聴覚障害者、手話を第一言語とする方の場合、手話ができる方、手話通訳がいなければ相談が取れないということもご理解いただければと、発言しました。

宮城県のほうで今年聴覚障害者情報センターを立ち上げました。そこでも相談窓口などをやっておりますが、そういうところとも連携していけるといいかなと、皆さんからもありましたら、やはり相談しやすい場所、気軽に行けるといいうか、どこに相談すればいいのかわからないというのでは相談できないので、気楽に相談できる場所がいいかなと思っています。以上です。

会 長 ありがとうございます。

早坂委員のお話は、まずはコミュニケーションがとても大事なわけであるし、聴覚情報提供施設も、その相談の入り口のところで十分に機能するんですよというお話というふうに受けとめてよろしいでしょうか。そことしっかり連携することが大事です。

早坂委員 ただ、あれを見ればわかるように、字が上がってきてないんですよね。
大体そうです。

会 長 はい、ありがとうございます。そういう連携って大事ですよ。

それから、先ほどの久保野委員のお話について確認ですけれども、まずは最初の一次相談窓口と記載されているところでのコーディネートなどの関わりの中で解決できることも十分ありますよね。プールであればプールの運営者が理解してくれるところにも、その努力は十分に行うんだけど、そこでどうしても解決できなかった場合ということが、6の第三者機関なのかなと思いついて聞いていたところでしたけれども、久保野委員、お願いします。

久 保 野 (5)の一つ目の丸、必ずしも反対なわけではないんですが、一次相談、今話している

委員 気軽にに行けるということを重視した場合の一次窓口を想定したときに、相手方の事業者にもアプローチして、話し合いの場を持つということ自体、私は個別の事例は存じていませんので、これが現実的かわからないのですが、ちょっと相談窓口としてやることとして、結構ハードルが高いことのような印象を持った次第です。

これは相談で受け付けるものの範囲にもよるとは思うんですが、今回のご意見の中でも、橋本弁護士からご指摘があったように思うんですけれども、合理的な配慮の提供までも含むとしますと、その限界というのはかなり個別事例によることによって難しい調整が求められるので、第三者機関の例で見てもどうやってやるのか、工夫が必要ですよというご指摘があったように思うんですけれども、その相手方と調整を試みること自体は比較的困難なことであり得るのではないかと。そうだとすると、なるべく身近なレベルで、そういう形で解決できると良いですねという方向が、必ずしも望ましいとは限らないのかなという印象を持って、お話ししました。

会長 ありがとうございます。

ただ、今のご意見に関係することで、他の条例の事例からいいますと、事例の調査に行ったときに、千葉県とさいたま市に行かれまして、そのとき事務局からも行きましたよね。または事務局以外の方も行きましたけれども、今の久保野委員のご発言に関して何かコメント、他地域の事例から何かありますでしょうか。

まずは最初、ないですか。

大坂副会長 千葉とさいたま、佐々木さんと何名かで行ったんですけれども、そのときに感じたことを幾つかお話しをしたいと思います。

久保野さんのお話に絡むようなんですけれども、間違っただけいけないのは、まず例えば A さんのための、高橋さんとか佐藤さんでいうと、佐藤さんの差別事例のための支援というのが一つと、それからもう一つは、佐藤さんの差別事例をきっかけとしたまちづくりとか、それからいろいろな人に周知するということですね。

もう一つ、我々ここで考えなければいけないのは、ここでいろいろなことが起こった差別というのは、どう解決しなければいけないかという、基本は住み続けることができる、使い続けることができるということがあるんですね。つまりそのことによって際立たせてはいけない。いかに市民として当たり前の生活が誰でもできるのかということをお手伝いしていくかということがとても重要なわけですよ。ですから、個別支援だけに終始するのではなくて、個別支援のときも住み続けることができる、それを使いたいものは、プールだったらもしかすると変えればいいのかも言えるかもしれないけれども、例えば近くの店とか、スーパーとかあるじゃないですか、行きたいところ。そういうところを使うことができる、使い続けることができるようなお手伝いというものをどうするのか。

それをするためには、千葉県は基本的にはそういうのをどんどん上げてくださいますということで結構上がっているんですけれども、中核のそういう大きなところ、幾つか

センターが地域にあって、そこに別な仕事をもちろんしているんだけど、相談支援をする人がいて、そういった人たちがとりあえずお手伝いをして、使い続けることができるように、それからそういった事例がいろいろな人に、もちろん特別に、佐藤さんはこういうことあったという話じゃなくてですよ、一般化できるように周知していくということをやって解決を図っていますというお話を受けてきました。視野をすごく狭くするのではなくて、ということ。

それからもう一つ、皆さん、そこで重要なことがあって、何かといたら、それは相談をしている人が、これ喫緊の課題なんですよ。なぜかという、オバタさんの事例とか、さっきの高橋さんもそうなんだけれども、何人かの方が書いていますけれども、それをきっかけにして出られなくなる、必要な生活が困難になってしまうことがあって、高橋さんのように自分で頑張っていて何とかしている人が多いと思うんです。でも、できない人がたくさんいるじゃないですか。

そういう深刻な問題にならないようにお手伝いしていくことがすごく重要ですよ。だから、視野を狭くするんじゃないで、広くして住み続けることができ、働き続けることができ、使い続けることができるようなお手伝いをどういうふうにしていくか。だから、それでも言うこときかないところは、私は事業所名を挙げるとか、そういうのは必要かもしれないけれども、まず最初はどこでも、これまでその人が望むような生活を、その地域で、しかも使いたいいろいろな施設やお店や、そのほかのいろいろなサービスが使い続けることができるようなお手伝い、だから違いを際立たせるのではなくて、一緒に考えていく。だから、つないであげて終わりということについては、私ものすごく違和感があったんです。つなぐということが重要ですよということについては違和感があって、一次相談の人は住み続けることができるかどうか、その人が望む生活ができていくかどうかということ、やはりモニタリングしていく必要がありますよね。ものすごく。

結果として、その人が望む生活になっているかどうか。それをどうお手伝いしていくのかということがとても大切で、そういう意味での寄り添い型支援ということが求められている。これまでの機械的な、サービスを何をを使うかとかという相談ではだめですよ。地域で当たり前で暮らすということ、その中で違和感なく普通に暮らしたり、仕事ができたりするということがどういうことなのかということをお手伝いしていくことが、とても重要だということにつながると思います。

会 長 それと、もう一つは、紛争解決のための第三者機関ということについて。

大 坂 少ないそうです。だから、差別ということについては、割と早く入るということで、
副 会 長 第三者機関まで行くということは少ないそうです。そりゃそうですね。ご本人だっ
て住み続けたいんだもの。使い続けたいんだもの。いろいろなところを使いたいんで
すよ。だから、何を主眼にして我々はお手伝いしていくのかと。当たり前で暮らしていく。
いろいろな人がいろいろなことをしてますよね。杉山さんのところが長町でいろいろ

なことをしてきて、いろいろな関係ができてきてという歴史もあるし、そういうこともどんどんもつといろいろなところでやっていかなければいけないしということがあるんだけど、本当に第三者機関というのは必要だからつくるんだけど、そこが主体になるということも難しい。そういうことで解決をしていくと、お互い住み続けるということが難しくなるので、最初のところが大切だというのは皆さんと同じなんだけど、意味が違って、もうちょっと視野が広がらないと、何か差別を受けている人だけが際立ってしまって、かえって生活がしづらくなるということも考えなければいけないので、ごまかすというのはだめですよ。ではなくて、その問題をできるだけ身近な地域のところで解決していくようなお手伝いをするということが、とても重要だと。まずですね、ということだと思えます。

会 長 そういたしますと、今までの千葉県とかさいたま市の例から考えますと、大坂副会長さんを初め何人かの方が行って視察されましたけれども、そこから考えますと差別と思われることに関しては、相手方の理解も含めて解決できていることが多い。けれども、やはり第三者機関は置いておくべきだということによろしいでしょうか。

 はい、お願いします。

久 保 野 委員 ありがとうございます。今の整理で何を指してお話ししていけばいいのかが、私としては、質問者としては大分クリアになったのを感じました。久保野でございます。

 それで、ちょっと具体的な仕組みを明示するために、今の大坂副会長さんがご紹介くださった千葉県やさいたま市では、今ご紹介いただいたような意味での一次相談窓口が、比較的機能しているようだというふうにご指摘くださったことが、今日の追加資料のほうでいうと、どのあたりのことに当たるのかというのを教えていただけますでしょうか。

大 坂 副 会 長 大坂でございます。まず千葉のほうでいうと、広域専門指導員さんがいますよね。真ん中に、ここが機能していて、地域相談員とすごく連携をしてお仕事をなさっているということです。つまりこの広域専門指導員さんが差別に割と特化して詳しい方々、解決の方向をさっきのような、誰が良くて誰が悪いということではなくて、まず一義的には使い続ける、住み続ける、その場所で当たり前で暮らせるという。ここはわかってくれないから移りましょうという指導をするのではなくて、本人が住み続けたいと思うところ、使い続けたいと思うところを使えるようにお手伝いをしていくということで、ここで協力をしてやっていくということですね。

 県の中の組織があるんですけども、ほとんど開かれないから、調整委員会というところでこういうふう活動してますよというのが今は多いんですという話を聞いたと、私は認識しています。最初の頃はいろいろ開かれたんだけど、今は年に 2 回か 1 回で、こういう事例でこういうことをしていますということが報告されるということとお聞きしてまいりました。

さいたまのほうは、もっとつくるとき何か盛り上がってつくってからの動きは、さいたまのほうは弱いと思います。積極的に出て行ってということではなくて。千葉のほうは、来なさいというのではなくて、そこに出て行って、例えばスーパーとかであれば、スーパーのほうに行って、広域相談員さんとか地域相談員さんと当事者の人が行って、いろいろ一緒に話し合いをしたりしながら、例えば具体例でいうと、スーパーにお買い物に行くのに、何の障害だっけ、運動障害で、お手伝いが必要で、車椅子の方ですかね、上から物を取ってあげたりしなきゃいけない、そういうことができない……、違いましたか。視覚でしたっけ、視覚障害でしたっけ。何かそれで「暇な時に来てください」みたいな話から始まったんだけど、「前もって言ってください」というのもあったんだけど、今は前もって言わなくても、行っても「あ、誰々さんが来た」ということでお手伝いをしてくれる状態になっていますと。私たちはそういうような関係になれるように、お手伝いをしているんですと。ご本人も、最初ももっと言おうかなと思ったけど、「でも通い続けたらもういつ行っても、みんながわかっているから、お店の人が手伝ってくれます」という話になりましたということで、そういうような調整の仕方をしています。

だから、使いたいものが使えるように、それから行きたいところに行けるようにお手伝いをするというのが基本ですよ、ということです。

会 長 ありがとうございます。

具体的なイメージができてきたように思います。まずは差別という名称ではあっても、その理解と共に積極的に関わってくださる方が増えてきている、またそのようなことを目指していくということでもありますよね。それで、(5)の相談窓口というのは、千葉県は県だから広域専門相談員ということになりますけれども、イメージはこのようなイメージということで、その前の段階でここに地域相談員とありますけれども、地域相談員、そのほかの事業者もこのところに位置するイメージで、今日は皆さん発言いただいたと思いました。

目黒委員， お願いします。

目黒委員 ちょっとわからなかったんですけども、広域専門指導員という方がコーディネートをしているということで、これは第三者機関とはまた違うという……

大 坂 広域専門相談員の方は第三者機関ではないです。こっちのイメージで言うと、基幹
副 会 長 相談支援事業所みたいなところでいて、ここで言うと障害福祉センターみたいなところに、各区にあるじゃないですか、そういうところにおいて、一次相談機関としては相談支援事業所みたいなところがあるでしょう。今話が出ているように、そういうところが地域相談員みたいな役割を担っていくという形ですね。

会 長 ありがとうございます。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

その第三者機関というのは、ここで言うと、千葉の例で言うと、千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会ということですよということですよ。よろしいでしょうか。

お願いします、黒瀧委員。

黒瀧委員 教えてください。仙台市は相談員の方を、各障害の方々の相談員の方、いらっしゃいますね。その方たちの相談、任意で、専門家じゃないということを知っているんですけども。精神の場合ですと、精神保健福祉士の資格を持っているとか、そういう持っていない方が現になっているわけですね。そうしますと、もし万が一難しい相談が入った場合に応えられるかどうか。そういうのなんかは、どうなっているのでしょうか。教えてください。

会 長 事務局、お願いします。ピアの相談員ということですよ。（「そうなんです」の声あり）

事務局
(高橋課長) 障害企画課の高橋です。今、黒瀧さんがおっしゃったのは、障害者相談員というのは、障害当事者の方が地域のピアでの相談を受ける、本当に身近な隣人としてというか、同じ経験を持つ障害のある人として相談を受けるというものなので、本当に一番最前線にいらっしゃる方です。

さっき言った広域専門指導員というのは、仙台市でいうと障害福祉センターとかというよりは、区の保健福祉センターみたいなところの、県では精神福祉相談員なんかをしている方が兼ねてというか、そういう役割を持ってやっているというふうに聞いております。ですので、行政の職員ということですね。

会 長 黒瀧委員。

黒瀧委員 その地域のピアカウンセリングの方はいいんですけれども、失礼なんですけれども、どの程度相談に応じられるか。何かちょっと疑問点があるんですけれども、どの程度、年間活動しているのかもわからない。活動範囲というのはどの程度……

事務局
(高橋課長) 障害者相談員に対するお尋ねですか。

黒瀧委員 ええ、そうですね。全体的なものもありますけれども、障害者向け。

事務局
(金子所長) 障害者総合支援センターの金子と申します。
障害者相談員の活動につきましては、現在のところは個別に具体的な相談に応じるよりは、むしろ茶話会とかサロンとか、いわゆる仮設住宅にお邪魔して皆さんで交流をすとか、そういう活動をなさっておられるので、普通に相談支援事業所で応じて

いるような相談員さんとは、また活動としては違うような活動をなさっているというふうに思います。従いまして、今議論になっております差別解消に関するいろいろな相談については、今後、障害者相談員の方でどのような形で役割を発揮していくかということが、今後の議論ということになって、これからだというふうに思います。

黒瀧委員 ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。

まずは、当事者の相談員というのが、その相談につながる前の段階にも関わることが大きいんですというようなことですよ。この制度ができたのは昭和 42 年です。でも、その当時は相談支援事業所というのはなかった状況でありました。ただし、今も相談支援事業所はあるんだけど、すぐにはそこに行くには敷居が高いという場合に、地域の中での相談のニーズをある意味では掘り起こすというような役目もしているようなところでもあるということだと思います。

すみません、それで今時計を見てみましたら 9 時です。進行がなかなか私うまくやれなくて、進んではまいりませんでしたけれども、時間的なこともありますというか、皆さんの集中する時間もありますので、今日はここまでのところにさせていただいてよろしいでしょうか。

イメージが出てきました。まずは、相談の窓口というところは、コーディネートの機能を持つようなことをしっかりしましょう。でも、その前の段階のいろいろな相談事業所も、あとはいろいろな障害者相談員も、ケアカウンセラーさんもいらっしゃいますし、そういうところからの情報をしっかりとつないで、コーディネーターさんが関わりながら連携して、解決できるものは解決できているということですよ。

でも、そうはいつでも、解決の中で地域の理解を広めるということも他の地域では行われているということと共に、そうはいつでも、やはり紛争解決のための第三者機関は置くべきではないかということろまでが、話が進んだように思いますけれども、よろしいでしょうか。

(4) その他

会 長 では、ここまで行わせていただいて、そして必要なこと、その他についてですけども、何かございますでしょうか。委員の皆様からその他はよろしいですか。

杉山委員、お願いします。

杉山委員 もう一回確認したいんですけども、今日の議論もこの場所で他の委員の意見を聞くだけで、紛争解決に向けて何ら話し合う機会なかったと思いますし、あとは意見等がありましたら 6 月 30 日までに出してくださいという文言についてまだ何も話してはないですが、今後ちゃんと議論するのでしょうか。そこを確認させてください。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

会 長 それは今日関わらなかったところは、次回にということと、その時の話の内容も含めて、6月30日までに意見をいただくことというのは、まず事務局からも確認していただきますように、必要なことだと思います。よろしいでしょうか。

（8）報 告

会 長 では、その次、報告とあります。

平成26年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績及び平成27年度目標について、事務局からお願いします。

事 務 局 障害者支援課の小野でございます。

(小野課長) 私のほうからは、平成26年の障害者就労施設等からの物品の調達実績と、平成27年度の目標についてご説明させていただきます。

資料の4をご覧ください。時間も大分超過しているようなので、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、26年度の目標がどうだったかということにつきましては、物品及び役務について、それぞれについて25年度の実績を上回るということが目標でございました。25年度の調達実績につきましては、1番のところに記載のとおりでございます。

平成26年度の実績はどうだったかということにつきましては、2番のところに書いてございますが、481件、3,652万1,775円ということで、25年度に比べまして件数で約80件、金額にして約1,400万円の増加ということになっておりまして、内訳につきましてはそちらの表をご確認いただければと思います。

3番の平成27年度の目標でございますけれども、こちらは25年、26年のそれぞれの実績を上回るということで、490件、5,000万円を目標とさせていただいております。こちらは今年初めて数字での目標ということで、これまでは前年を上回るというところの実績を目標にしておりましたが、平成27年度につきましては件数、金額とも数字で目標を明確にさせていただいております。

なお、こちらの詳しい内容につきましては、仙台市のホームページにアップさせていただいておりますので、詳しいところはそちらをご確認いただければと思います。以上でございます。

（9）閉 会

署名人

佐々木智賀子

